

平成27年度に実施された研究等について

研究名	被災した子どもと家庭を継続的に支援するための当事者参加型システム開発調査研究事業
主任研究者名	森田 明美（東洋大学社会学部教授、東洋大学福祉社会開発研究センター長）
報告書配布先	被災地自治体児童福祉主管課、児童相談所、東日本大震災子ども支援団体、研究者、国会議員、地方議員、新聞・テレビ・ラジオ報道関係、
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	<input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 https://www.toyo.ac.jp/site/cdws/77802.html

＜研究概要＞

1. 研究の背景、目的：本研究は、被災地の子どもたちが抱える固有の生活問題と、学習支援の様な居場所が継続的に支援することが子どもたちの自己肯定感等発達にどのような影響が現れるのかを明らかにした上で、被災地における、地域住民も含めた子どもへの継続的なかわりを意識した子ども支援者のための支援者支援プログラムを開発することを目的としている。そして、子どもたちの居場所と既存の子ども子育て家庭の支援機関の連携の在り方について検討を行い、被災地における子ども家庭支援システムの構築を目指すものである。

2. 研究の方法

(1) アンケート調査

調査対象は、被災3県で学習支援の場を利用している小学校4年生から高校3年生。調査に参加した学習支援の場（5団体）で、支援者から子どもたちに調査票を配布してもらい、自記式で子どもたち自身90人が回答した。被災地以外の学習支援の場3地域41人との比較も行った。

(2) 当事者参加型グループインタビュー調査

被災した子どもで2グループを組織し、自分たちの被災体験から5年間を経た今の状況を合計7回の報告や議論（量的調査結果の学習支援の場がもつ「活動」・「挑戦」の意味を記録化）を整理した。協力は岩手県山田町にあるゾンタハウスを利用している中学生・高校生と、宮城県南三陸町、福島県いわき市で中学2年生の時に被災し、現在大学1年生になった青年たちである。

(3) 住民参加型子ども支援者モデルの開発

地域における子どもの居場所の拡大と中高生への対応をねらいとした「子どもの居場所モデル事業」の実施と、それを受けての実践の振り返りのための「子ども支援者研修」を実施した。これらのプログラムを検証することにより、「住民参加型子ども支援者育成モデル」を開発した。

3. 研究の結果

(1) 子ども観や子ども支援の捉えなおし

子どもたちの力が、震災などで一時的にそがれたとしても、子どもたちは適切な支援を受け入れることで確実に回復し、それぞれの子どもの力がつけているということがわかった。

(2) 震災後の不安定な暮らしを支える学びの場を地域に作ることの重要性

居場所が変わり、幾度も地域や人から引き離される子どもたちの経験が、調査から明らかとなった。自分を迎えてくれて、子どもたちに向き合っている人と活動がある場が重要である。

(3) 自分のことを考えないようにしてきたことの辛さからの脱却

信頼できる大人が寄り添ってくれる機会に参加し、一緒に復興を考えるなかで、ようやく「自分のことを考えていい」と考え、未来を見据えて動き始める子どもたちの姿を見ることができた。

(4) 学びの場で、将来を考えることができる機会を提供することの効果

子どもたちは、学習支援の場を勉強の場と捉えているが、同時にさまざまな関係性から引き離された子どもたちが、新たな希望と出会う場所としての役割をも果たしていることがわかった。

(5) 支援者支援の重要性

専門的な資格をもたない子ども支援者であっても、地域で子どもたちの成長に寄与することと同時に、専門家による関与があれば、地域で子どもたちを支えることができることがわかった。

平成27年度に実施された研究等について

研究名	非行児童の支援に関する研究
主任研究者名	鈴木 勲（公立大学法人会津大学 会津大学短期大学部社会福祉学科講師）
報告書配布先	全国の都道府県児童福祉主管課、児童相談所、児童自立支援施設、福祉事務所等。
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	可能 http://aizutandai.jp/
<p><研究概要></p> <p>1. 研究の背景、目的</p> <p>児童相談所が対応する非行相談は、例年16,000件程度を数えている。非行事例の背景には、被虐待経験や生活困窮家庭で生活を送るなど、厳しい環境下で養育されてきた児童の事例も散見されているが、このような児童に関する支援のあり方については知見が乏しい状況にある。そのため、本研究では、児童相談所や児童自立支援施設が支援する非行児童ケースと支援システムなどを対象に、支援のあり方を探索的に検討していくことを目的としたアンケートによる量的調査とインタビューによる質的調査を実施し、多面的な分析を試みた。</p> <p>2. 研究の方法</p> <p>本研究では、児童相談所や児童自立支援施設が対応する非行児童のケース、支援システムを中心に、非行児童の支援のあり方を検討していくために、全国的な規模で社会調査を実施した。児童相談所を対象としたA1・2調査（回収率94.7%）、児童自立支援施設を対象としたB1・2調査（回収率86.4%）、C調査では993票の個票が回収された。量的調査では、公的機関が対応する非行児童ケースについての支援状況の把握、児童の情緒行動面の特徴や自己効力感、生育歴や過去の虐待体験、家庭状況、非行要因、非行に至るプロセスなどを幅広く調査するために、児童相談所長や児童自立支援施設長に対して質問紙による調査を実施した。その際、CBCLやYSR、ACEスタディー、GSESなど、いくつかの心理尺度を用いた分析を試みた。量的調査のみでは、その全容を明らかにすることが困難である非行児童の支援の好事例については、児童相談所及び児童自立支援施設、民間団体などで非行児童の支援に実績がある27か所の支援機関を訪問し、支援の好事例や分岐点となる事柄をヒアリングし、質的記述的に分析を行った。なお、本調査研究の実施にあたっては、回答することで、調査回答機関、調査回答者に不利益を生じさせないようにするため、文部科学省・厚生労働省の疫学研究に関する倫理指針に基づき実施した。また、本調査研究は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所の倫理審査を経て実施した。（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所倫理委員会承認番号第8号、2015年11月27日付）。</p> <p>3. 研究の結果</p> <p>児童相談所の非行児童のケース受付時（平成27年6月時点）の属性については、男児が7割以上であり、学年としては中学校が6割程度であった。受付時の経緯としては、「万引き」や「窃盗」による受付が2割程度と比較的多い、という傾向がみられた。受付時の居所は在宅が9割程度であり、受付の経路としては警察署が5割程度、家族・親戚が2割程度という傾向がみられた。受付時の家族、家庭の状況をみると、「親に離婚歴がある」「ひとり親家庭である」に4～5割程度が該当する一方で、「親権者が児相の指導に協力的である」も5割程度が該当するという傾向がみられ、非行ケースでは比較的親権者の協力を得やすいことが示唆された。</p> <p>一方で、受付時の児童の状況については、「本児の周りに非行虞犯をした仲間がいる」や「親子関係の不和」等に4割程度が該当し、面接から感じられた問題としても「対人関係の問題」に4割程度、「低い自己評価」や「反社会的な問題行動」等に3割程度が該当していた。一時保護所等入所時点での状況や家庭での経験等としては、「親に気持ちを受け止めてもらっていなかった」に5割程度、「年齢に応じた遊びや話し相手を親にしてもらってなかった」や「悲しい時に親に慰めてもらってなかった」に4割程度が該当し、親や周囲との人間関係における問題が、非行の一因となっている可能性が示唆された。受付時に児童が居住していた地域については、「生活保護受給者数が多い地域である」や「貧困層が多い地域である」に2割弱程度が該当していた。</p> <p>児童自立支援施設に対して行った調査では、入所児童の8割程度に虐待経験があり、保護者の8割に離婚歴のあることが明らかになった。児童の情緒行動面では、発達障害の診断または、行動傾向を示す非行児童が4割程度おり、情緒行動面に関する心理尺度を用いた分析結果からも、攻撃的行動と非行的行動の高さが顕著にみられた。ロジスティック回帰分析により、虐待経験や発達障害の有無と非行児童の行動特徴でも有意な水準で特徴的な行動傾向が明らかになった。経済面では、家庭の3割程度が生活保護、非課税世帯であった。今後、本調査研究の結果を非行児童の支援にあたる実施機関などの組織レベル、非行児童自身の個人レベル、地域ぐるみで非行児童と保護者を支援していくために地域レベルの分析を総合的かつ多面的に行うことで、さらなる非行児童の支援向上のための提言ができるものと考えている。</p>	

平成 27 年度に実施された研究等について

研究名	児童相談所における児童買春、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究
主任研究者名	湯澤直美（立教大学 コミュニティ福祉学部 教授）
報告書配布先	都道府県児童福祉主管部門、子ども支援課、男女共同参画部門、児童相談所、福祉系大学図書館等
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	可能 http://lhj.jp/wp-content/uploads/2016/06/jisorepo_web_20160531original.compressed.pdf
<p><研究概要></p> <p>1. 研究の背景、目的</p> <p>児童買春・児童ポルノ問題は、1990 年からの児童相談所における虐待件数調査から、その一部として把握されてきた事項であった。その後 1994 年「子どもの権利条約」批准、1999 年「児童買春・児童ポルノ禁止法」制定、2000 年「児童虐待防止法」制定等法律の変遷を経て、現在では「児童買春等被害相談」という項目で児童買春、児童ポルノ被害を含む事例の件数を把握できるようになった。しかし児童買春、児童ポルノ被害に焦点を当て、どのようなプロセスを経て児童相談所につながり、どのような対応がとられたのかを明らかにする調査が実施されたことはない。よって本事業では、児童買春、児童ポルノの被害児童を誰がどのように発見し、どのように児童相談所とつながり、さらにはいかなる対応や支援がとられているかを把握すると同時に、初期対応を行う機関ならびに支援者個人と、児童相談所との連携プロセスを探ることを目的とする。</p> <p>2. 研究の方法</p> <p>本事業は平成 26 年度福祉行政報告例「児童買春等被害相談」該当事例 35 件に対応した児童相談所児童福祉司を対象としたヒアリング調査と、全児童相談所の児童福祉司 2,934 名を対象としたアンケート調査の 2 つの調査研究にて構成される。</p> <p>3. 研究の結果</p> <p>本調査からは、児童ポルノおよび児童買春被害は半年間で 266 件発生し、児童福祉司 10 人のうち 1 人程度が事例を把握していたことが確認された。つなげた機関は警察が多く、ヒアリング調査では 16 事例中 9 事例が警察からの通告であり、アンケート調査でも 5 割以上が警察からつながっていた。一方、アンケート調査における「ケース対応時の困難」の「その他」の記載では、警察との連携困難に関する記述が散見された。児童自身の課題としては、「親子関係不調」がアンケート調査では最も多かった(64.7%)。ヒアリング調査では、保護者自身が複合的に困難を抱えているケースも多く見られた。また、アンケート調査の「その他」の記載に児童の被害意識についての記載が多くみられた。ヒアリング調査での担当児童福祉司の言及から、ケースによっては児童の被害意識の希薄さが支援する側にとって困難を生じさせ、継続的な支援に結びついていない可能性が示唆された。</p> <p>これらの結果を踏まえ、各委員から考察および提言をとりまとめた。まず、湯澤委員からは、10 人に 1 人の被害児童が児童買春、児童ポルノ複合型の被害であることの深刻さと、被害児童の特徴として家族関係の不安定性や生活基盤の脆弱性があることを指摘した。また「家出・無断外泊」のある児童が 43.6%いることから、それらの児童を発見するアウトリーチ機能と保護支援機能をセットにした支援が必要である。障害を抱える児童も多いことを鑑み、子ども期からジェンダーの視点を入れた被害防止体制の構築の必要性が指摘された。次に、川松亮委員からは警察との状況共有の仕組み作りと合同での被害確認面接の実施体制作りの必要性を指摘した。さらに児童の問題意識が薄かったり、保護者が問題に向き合わない場合に支援が継続しないという課題から、警察との協力関係の構築と支援継続のためのソーシャルワーク手法を高めることや、児童買春、児童ポルノ事例のカウンセリング手法準備の必要性を指摘した。福富護委員からは、学校および地域における児童の性に関する価値観を育む性教育方法の確立およびその展開の必要性と、警察を含む他機関との状況共有について何をどのように共有するかの仕組み作り、保護者自身が困難を抱えている場合にスムーズに他領域へつなぐ必要性等を提言した。ライトハウスの藤原代表からは、民間支援団体から見た被害児童の概要が報告されるとともに、ライトハウスを含めさらに児童相談所に民間支援団体を活用してほしいという要望がなされた。</p>	